

# 藻 類

## THE BULLETIN OF JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

昭和 49 年 12 月 December 1974

### 目 次

生育深度を異にする褐藻の光合成特性 .....	影山明美・横浜康継	119
トサカノリ生育の季節的消長と胞子放出期 .....	新 村 巖	124
乾海苔に含まれる光合成色素の簡易定量法 .....	斎藤宗勝・大房 剛	130
Phycological observations—I. Genus <i>Porphyra</i> of the Philippines, its species and their occurrences .....	PACIENTE A. CORDERO JR.	134
無作為に数える珪藻の個数とそのうちに 含まれる種類数との関係 .....	造力武彦・広瀬弘幸	143
スジウスバノリの性質について .....	三上 日出夫	149
ウラボソ <i>Laurencia nipponica</i> YAMADA の サクランボ小体 .....	吉田忠生・吉田明子	156
Bangor で開かれた第 8 回国際海藻学会議 .....	千原 光雄	160
フランス藻類学会 .....	吉田 忠生	162
学会録事 .....		163

日 本 藻 類 学 会

JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

## 日本藻類学会々則

- 第1条 本会は日本藻類学会と称する。
- 第2条 本会は藻学の進歩普及を図り、併せて会員相互の連絡並に親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。
1. 総会の開催(年1回)
  2. 藻類に関する研究会、講習会、採集会等の開催
  3. 定期刊行物の発刊
  4. その他前条の目的を達するために必要な事業
- 第4条 本会の事務所は会長が適当と認める場所におく。
- 第5条 本会の事業年度は1月1日に始まり、同年12月31日に終る。
- 第6条 会員は次の3種とする。
1. 普通会員(藻類に関心を持ち、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、役員会の承認するもの)。
  2. 名誉会員(藻学の発達に貢献があり、本会の趣旨に賛同する個人で、役員会の推薦するもの)。
  3. 特別会員(本会の趣旨に賛同し、本会の発展に特に寄与した個人又は団体で、役員会の推薦するもの)。
- 第7条 本会に入会するには、住所、氏名(団体名)、職業を記入した入会申込書を会長に差出すものとする。
- 第8条 会員は毎年会費1800円(学生は半額)を前納するものとする。但し、名誉会員(次条に定める名誉会長を含む)及び特別会員は会費を要しない。外国会員の会費は2100円とする。
- 第9条 本会には次の役員を置く。
- 会長 1名。 幹事 若干名。 評議員 若干名。 会計監事 2名。
- 役員任期は2ヶ年とし重任することが出来る。但し、会長と評議員は引続き3期選出されることは出来ない。
- 役員選出の規定は別に定める。(付則第1条～第4条)
- 本会に名誉会長を置くことが出来る。
- 第10条 会長は会を代表し、会務の全体を統べる。幹事は会長の意を受けて日常の会務を行う。会計監事は前年度の決算財産の状況などを監査する。
- 第11条 評議員は評議員会を構成し、会の要務に関し会長の諮問にあずかる。評議員会は会長が招集し、また文書をもって、これに代えることが出来る。
- 第12条 本会は定期刊行物「藻類」を年4回刊行し、会員に無料で頒布する。
- (付 則)
- 第1条 会長は国内在住の全会員の投票により、会員の互選で定める(その際評議員会は参考のため若干名の候補者を推薦することが出来る)。幹事は会長が会員中よりこれを指名委嘱する。会計監事は評議員会の協議により、会員中から選び総会において承認を受ける。
- 第2条 評議員の選出は次の二方法による。
1. 各地区別に会員中より選出される。その定員は各地区1名とし、会員数が50名を越える地区では50名までごとに1名を加える。
  2. 総会において会長が会員中より若干名を推薦する。但し、その数は全評議員の1/3を越えることは出来ない。
- 地区割は次の7地区とする。
- 北海道地区。東北地区。関東地区(新潟、長野、山梨を含む)。中部地区(三重を含む)。近畿地区。中国・四国地区。九州地区(沖縄を含む)。
- 第3条 会長、幹事及び会計監事は評議員を兼任することは出来ない。
- 第4条 会長および地区選出の評議員に欠員を生じた場合は、前任者の残余期間次点者をもって充当する。
- 第5条 会員がバックナンバーを求めるときは各巻1800円、分冊の場合は各号600円とし、非会員の予約購売料は各号900円とする。
- 第6条 本会則は昭和49年9月3日より施行する。